

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 30 日 (火) 第 656 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (※)

(人事課取扱い) 1

訓

令

鹿児島県訓令第 9 号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程 (昭和35年鹿児島県訓令第25号) の一部を次のように改正する。

第13条の6第1項を次のように改める。

職員は、育児休業法第19条第2項の規定により、部分休業の申出をしようとするときは、部分休業簿 (別記第9号様式の5) を知事に提出しなければならない。

第13条の6第5項中「部分休業承認失効等届」を「部分休業失効等届」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第1項から第3項まで及び前項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「部分休業を」を「育児休業条例第29条第1項に規定する第1号部分休業を」に、「部分休業処理簿」を「第1号部分休業処理簿」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 職員は、育児休業法第19条第3項の規定により、部分休業の申出の内容の変更をしようとするときは、部分休業簿を知事に提出しなければならない。

3 職員は、育児休業法第19条第4項の規定により、部分休業の請求をしようとするときは、部分休業承認請求書 (別記第9号様式の5の2) を知事に提出しなければならない。

第22条第1項第1号中「部分休業処理簿」を「部分休業簿、部分休業承認請求書、第1号部分休業処理簿」に改め、同項第2号中「部分休業一部取消報告書」を「第1号部分休業一部取消報告書」に改め、同条第2項中「第13条の6第4項」を「第13条の6第6項」に、「同条第3項の規定」を「同条第1項から第3項まで及び第5項の規定」に改める。

別記第9号様式の5を次のように改める。

第 9 号 様 式 の 5 (第 13 条 の 6 関 係)

部分休業簿

申出対象期間	年度					
所属		職名		氏名 (職員番号)		
1 請求に係る子	氏 名		続 柄 等		生 年 月 日	
					年 月 日	
2 申 出	申出月日	月 日				
	申出の内容 (①又は② を記入)	申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号部分 休業) ② 1年につき鹿児島県職員等の育児休業等に関する 条例で定める時間 (10日相当) を超えない範囲内 (第2号部分休業)				
3 変 更 (第1回目)	変更月日	変更後 の内容 (①又は②を 記入)	変更が必要な事情	特別の 事情の 有無※	決 裁	
	月 日				決裁 権者	回議 決裁 年月 日
3 変 更 (第2回目)	変更月日	変更後 の内容 (①又は②を 記入)	変更が必要な事情	特別の 事情の 有無※	決 裁	
	月 日				決裁 権者	回議 決裁 年月 日
4 備 考						

注 1 請求に係る子についての初めての部分休業の申出である場合 (既に育児休業の承認を受けている場合を除く。)は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄等 (請求に係る子が鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の4第1項第4号又は鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第12条第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実) 及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。

2 ※印を付した欄は、決裁権者が有又は無を記入すること。

別記第 9 号様式の 5 の次に次の 1 様式を加える。

第 9 号様式の 5 の 2 (第 13 条の 6 関係)
(その 1)

部分休業承認請求書 (第 1 号部分休業用)

年度 _____

所 属	職 名	氏 名
		(職員番号)

整理 番号	※部分休業の承認の請求をする期間			※請求 月日	※請求者 の確認	決 裁			備 考
	月 日	毎 日 / 曜 日 等	時 間			決 裁 権 者	回 議	決 裁 年 月 日	
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

注 ※印を付した欄は、職員が記入又は確認すること。

(その 2)

部分休業承認請求書 (第 2 号部分休業用)

年度

所 属	職 名	氏 名
		(職員番号)

整理番号	※部分休業の承認の請求をする期間		※請求時間数	※残時間数	※請求月日	※請求者の確認	決 裁			備 考
	月 日	時 間					決裁権者	回議	決 裁 年 月 日	
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					

注 ※印を付した欄は、職員が記入又は確認すること。

別記第 9 号様式の 6 を次のように改める。

第 9 号様式の 6 (第 13 条の 6 関係)

第 1 号部分休業処理簿

年度 _____

所 属	職 名	氏 名
		(職員番号 _____)

整 理 番 号	※部分休業の承認の取消しの期間			※請求者の確認	決 裁			備 考
	月 日	時 間	時 間		決 裁 権 者	回 議	決 裁 年 月 日	
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで					
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで					
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで					
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで					
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで					

注 ※印を付した欄は、職員が記入又は確認すること。

別記第 9 号様式の 7 中「部分休業承認失効等届」を「部分休業失効等届」に、

1	承認年月日	年 月 日		付け人	第 号
2	承認に係る子の氏名				
3	承認の期間等 及び時間	期 間 等		時 間	
		年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～ 時 分
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～ 時 分
		年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～ 時 分
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～ 時 分
4	届 出 の 事 由				

を

1	請求に係る子の氏名	
2	申 出	申出の内容
	申出の内容 (①又は② を記入)	申出の内容 ① 1日につき2時間を超えない範囲内(第 1号部分休業) ② 1年につき鹿児島県職員等の育児休業等 に関する条例で定める時間(10日相当)を 超えない範囲内(第2号部分休業)
3	届 出 の 事 由	

に、「 5 届出の事由が発生した日 」を「 4 届出の事由が発生した日 」に改める。

別記第13号様式の 2 中「部分休業一部取消報告書 (年 月分)」を「第 1 号部分休業一部取消報告書 (年 月分)」に、「部分休業処理簿」を「第 1 号部分休業処理簿」に、「された部分休業」を「された第 1 号部分休業」に、

1	承認年月日	年 月 日	付け人	第 号
---	-------	-------	-----	-----

を

1	申出年月日	年 月 日
---	-------	-------

に、「 5 部分休業の一部取消状況
部分休業の承認を受けた日数及び時間 」を

「 5 第 1 号部分休業の一部取消状況
第 1 号部分休業の承認を受けた日数及び時間 」に、

「 当月に部分休業をした日数及び時間 」を

「 当月に第 1 号部分休業をした日数及び時間 」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。